資料編

所有者・管理団体(文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む)

文化財防災チェックリスト(建造物、有形民俗文化財の建造物)

	大項目	項目	はい	いいえ	備考
1	所在地に起因する	所在地は土砂災害警戒区域ではない			ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土
	リスクの把握				砂災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない			マッピングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることが
					できます。火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない			山についてハザードマップが作成されています。
		近隣火災からの延焼の可能性は低い			周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してください。
		消防用進入路や消防水利は確保されている			消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合
		AUDINITIZE VEIL VUINNALING HENCE ALC A			は対応策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低	П	П	補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討
		l'		_	して下さい。
2	適切な維持・管理	以下の項目について日常点検を行っている			適切な日常点検を行い、災害リスクを早期に把握して
		破損・劣化の有無			改善することによって、被害の防止や軽減につながり
					ます。
		たばこ・たき火・灯明等の火気管理			特に火災の発生は大きな被害をもたらしますので、火
					気管理の徹底と、漏電火災や放火の防止等について確
		漏電・失火等の危険性の有無			認項目を定めた点検表を策定し、それに基づいて十分
					な点検を実施して下さい。
		可燃物の整理・管理の徹底			点検で確認された不具合については、放置することな
					く早急に改善を行って下さい。
		不審火・放火の危険性の有無			
		破損・劣化箇所は修繕がすんでいる			破損・劣化箇所の放置が大きな被害につながります。
					早期に修繕してください
3	災害対策	耐震性能は基準を満たしている			耐震診断を実施の上、耐震対策を実施してください
		ØETER +V 1924 F2 1	1		管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把握
		管理者が常駐している			官理有个任の場合、機械管備の導入寺、早期に共吊を把握 する体制を検討してください。
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		以下の防火設備を設置している 自動火災報知設備がある			。国宝・重要文化財については、消防法により用途や
		日勤八久取和設開かめる			規模に応じた防火設備の設置が義務づけられています。国のガイドライン(*2)が示されているのでそちら
					を参考にしてください。そのほかの建造物について
		(消火器・消火栓・スプリンクラー等)			も、上記ガイドラインを参考に、適切な防火設備を設
		屋外消火設備がある			置してください。
		(放水銃・消火栓・ドレンチャー等)			
		以下の防犯対策を行っている			監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機
		防犯性の高い鍵を使用している			器の設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防
					犯対策を行っていることを周知することも有効です。
		防犯設備を設置している			写真等で最新の状況を記録しておくと、被害の速やか
		(防犯灯・センサー・カメラ等)			な特定につながります。
		定期的に巡視している			
		定期的に防災訓練を実施している			訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。 故障や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さ
		定期的に防災設備点検や動作確認を実施している			lv.
		自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について			地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有
		協議している			し、災害時の協力体制の構築を目指します。 また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的
		災害時のタイムラインを作成している			また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的 に訓練を行うことで、非常時に慌てずに行動できま
					に訓練を1] /ことで、非常時に加てすに1]動できます
		応急措置用資材を準備している			被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、常備しておき
		(シート・土嚢袋・ロープ等)			ましょう。
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している			非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールア
L	<u></u>	(消防·警察·文化財部局)			ドレス等を登録して下さい。
5	調査記録の保存	被災に備えた調査記録を保存している			詳細な調査記録があれば、被災後の修復・復原に役立
					てることができます。

1で「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。

特に、万一の被災に備え、調査記録は必ず作成してください。

^{*1} マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

^{*2 「}国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」 文化庁

所有者・管理団体(文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む)

文化財防災チェックリスト(美術工芸品、建造物以外の有形民俗文化財)

		項目	はい	いいえ	備考
1	所在地に起因する	所在地は土砂災害警戒区域ではない			ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂災
	リスクの把握				害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピング
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない			ぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。火山災
					害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハザード
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない			マップが作成されています。
					C 7 7 13 TFPAC 10 C V & 7 6
		近隣火災からの延焼の可能性は低い			周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認してく
					ださい。
		消防用進入路や消防水利は確保されている	П	П	消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は対
		ATTOMISES COME CONTROL OF THE CONTRO	1		応策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低		П	補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討して
		周囲の定切。関外の国象寺による版目の危険には個			下さい。
2	適切な維持・管理	以下の項目について日常点検を行っている			日常点検により破損や劣化を早期に把握したり、落下や転
_	週初な作り 日生	破損・劣化の有無			倒の危険性を減らすことで、災害による大きな破損を免れ
		収扱 方にの日無			
		落下・転倒の危険性の有無			ることができます。万が一の盗難被害も速やかに把握でき
		洛川・松岡の厄陝圧の有無		Ш	ます。博物館等の展示・収蔵施設については、文化庁が作成
		盗難の危険性の有無			した手引き(「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引き」
		金難の厄陝性の有無 			文化庁)を参照して下さい。
		生 4.			
		失火・不審火等の危険性の有無		Ш	
		7中4日 (小川,公本デリナルケジをレジャナリーマリンフ			하면 쓰시였다.아무 안노소 하면 다 이후 안보고로 - 모멘다
		破損・劣化箇所は修繕がすんでいる			破損・劣化箇所の放置が大きな被害につながります。早期に
_	/// 				修繕してください
3	災害対策	水害・地震リスクの低減対策を考慮した展示・収蔵			災害による被害をできるだけ小さくする展示・収蔵方法を検
		方法となっている			討してください。
		所在場所に管理者が常駐している			管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把握
					する体制を検討してください。
		展示・収蔵施設の防火設備			国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等について
		自動火災報知設備がある			は、消防法により用途や規模に応じた防火設備の設置が義
					務づけられています。国のガイドライン(*2)が示されてい
		屋内消火設備がある			るのでそちらを参考にしてください。そのほかの施設につ
		(消火器・消火栓・スプリンクラー等)			いても、上記ガイドラインを参考に、適切な防火設備を設
		屋外消火設備がある			置してください。
		(放水銃・消火栓・ドレンチャー等)			
		以下の防犯対策を行っている			監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機器の
		防犯性の高い鍵を使用している			設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防犯対策を
					行っていることを周知することも有効です。展示・公開して
		防犯設備を設置している			いる施設では、監視員の配置やセンサーの設置等の対策と
		(防犯灯・センサー・カメラ等)			ともに閉館後の点検も必要です。防犯設備は定期的に点検
		定期的に巡視している			し、故障・不具合がないか確認して下さい。
		定期的に防災訓練を実施している			訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。故障
					や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さい。
		定期的に防災設備点検や動作確認を実施している			地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有し、災
					害時の協力体制の構築を目指します。
		自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について			また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的に訓
		協議している		<u></u>	練を行うことで、非常時に慌てずに行動できます。
		災害時のタイムラインを作成している			
		応急措置用資材を準備している			被災文化財を速やかに保全・救出するために、梱包材や洗浄
		(梱包材等)			用具等を準備しましょう。
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している			非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレス
		(消防·警察·文化財部局)			等を登録して下さい。
5	調査記録の保存	調査記録や管理台帳を保存している			写真付きの調査記録や台帳は、被災後の修復・復原や盗難時
					の届出に役立ちます。

1で「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の

被災に備え、調査記録や台帳は必ず作成し、安全な場所に保管してください。安全な地域にある博物館・資料館等への寄託も検討してください。

^{*1} マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

^{*2 「}国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」 文化庁

所有者・管理団体(文化財の所有者・管理団体となっている県・市町村を含む) 文化財防災チェックリスト(史跡・名勝)

		項目	はい	いいえ	備考
1	所在地に起因す	所在地は土砂災害警戒区域ではない			ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂
	るリスクの把握				災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピ
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない			ングぐんま」(*1)で全県下の情報を見ることができます。
					火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハ
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない	П		ザードマップが作成されています。
		// Lob/Livery Clark			リードマック かy F DC され C C C ます。
		近隣火災からの延焼の可能性は低い			周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認して
		ZIA OCO DO ZAZIONO SIBILIO DI			ください。
		 消防用進入路や消防水利は確保されている			消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は
		国国の連続 株士の内閣を作った7 地南のた吟味はん			対応策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低			補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討し
_		()			て下さい。
2	適切な維持・管	以下の項目について定期的に点検している			定期的な点検により早期に異常箇所を把握して対策を実
	理	雨水による土砂の流出や亀裂・地割れの			施することで、災害による大きな損害を免れることがで
		発生の有無			きます。
		復元建造物等の破損・劣化の有無			
		倒木・落枝の危険性の有無			
		失火・放火の危険性の有無			
		異常箇所は対策がすんでいる	П	П	異常箇所の放置が大きな被害につながります。早期に対
		关节回// 10 / 10 C 1 · 3			
2	災害対策	 復元建造物は耐震性能基準を満たしている			策を実施してください 耐震診断を実施の上、耐震対策を実施してください
3					順長診例を実施の工、順長対象を実施してください
	(復元建造物があ				
	る場合)	管理者が常駐している			管理者不在の場合、機械警備の導入等、早期に異常を把
					握する体制を検討してください。
		以下の防火設備を設置している			消防法により用途や規模に応じた防火設備の設置が義務
		自動火災報知設備がある			づけられています。国宝・重要文化財については国のガ
					イドライン(*2)が示されているのでそちらを参考にして
		屋内消火設備がある			ください。そのほかの建造物についても、上記ガイドラ
		(消火器・消火栓・スプリンクラー等)			インを参考に、適切な防火設備を設置してください。
		屋外消火設備がある			
		(放水銃・消火栓・ドレンチャー等)			
		以下の防犯対策を行っている			■ 監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、防犯機器
		防犯性の高い鍵を使用している			の設置や巡視等を行って下さい。入口の看板等で防犯対
		William of the control of the contro			策を行っていることを周知することも有効です。写真等
		P亡 X口 = D. (供 ま、= D. 架 ・ ブ 、 フ			1
		防犯設備を設置している			で最新の状況を記録しておくと、被害の速やかな特定に
		(防犯灯・センサー・カメラ等)			つながります。
		定期的に巡視している			
		定期的に防災訓練を実施している			訓練の際に、防災設備の動作確認や点検を行います。故
					障や機能低下が認められたら直ちに修繕して下さい。
		定期的に防災設備点検や動作確認を実施している			地域の自主防災組織や住民とは防災上の課題を共有し、
					災害時に協力が得られるようにしておきます。
		自主防災組織や近隣住民と災害時の対応について			また、避難導線や役割分担等の防災計画を定め定期的に
		協議している			 訓練を行うことで、非常時に慌てずに行動できます。
		災害時のタイムラインを作成している			
		応急措置用資材を準備している			被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、常備しておきま
		(シート・土嚢袋・ロープ等)			しょう。
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している			非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアド
4	米心叮建附件制				
_		(消防・警察・文化財部局)			レス等を登録して下さい。
5	調査記録の保存	調査記録を作成している			詳細な調査記録があれば、被災後の修復・復原に役立て
1	I		l	l	ることができます。

1に「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の 被災に備え、調査記録は必ず作成してください。

^{*1} マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

^{*2 「}史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」 文化審議会文化財分科会

^{*3 「}国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」 文化庁

所有者・管理団体(文化財の所有者・管理団体となっている県·市町村を含む) 文化財防災チェックリスト(天然記念物)

		項目	はい	いいえ	備考
1	所在地に起因す るリスクの把握	所在地は土砂災害警戒区域ではない			ハザードマップで所在地の状況を確認して下さい。土砂 災害と洪水による被害想定域は、県の統合型GIS「マッピ
		所在地は洪水浸水被害想定区域ではない			ングぐんまJ(*1)で全県下の情報を見ることができます。 火山災害は、浅間山・草津白根山・日光白根山についてハ
		所在地は火山災害の被害想定地域ではない			ザードマップが作成されています。生物・植物生育地の被害が予想される場合、復元に備え安全な場所でのストッ
		近隣火災からの延焼の可能性は低い			クも検討して下さい。 周辺の建物や樹木の状況から、延焼の危険性を確認して
					ください。
		消防用進入路や消防水利は確保されている			消防機関等の関係者に確認し、確保できていない場合は 対応策を検討して下さい。
		倒木や落枝により周囲の建物等に被害が及ぶ危険性 は低い			倒木等による被害想定範囲を把握し、支柱の設置や枯枝 の撤去等の対策を検討して下さい。
		周囲の建物・樹木の倒壊等による被害の危険性は低			補強や撤去、伐採等、リスクを少なくする方策を検討し
2	適切な維持・管理	い 以下の項目について定期的に点検している			て下さい。 定期的な点検により早期に異常箇所を把握して対策を実
	起列 多种的 自在	樹木の枝枯れ・折れ、腐朽や虫害の有無			施することで、災害による大きな損害を免れることができます。巨樹・古木等は、樹木医による定期的な診断も実
		雨水による土砂の流出や亀裂・地割れの			施して下さい。
		発生の有無			 故意による加害行為や盗難等も、迅速に対応することで
		急激な環境変化の有無			その後の被害を防止できます。必要に応じて警察への届出や、点検回数の増加等を行って下さい。
		故意による破損や盗難の有無			ar (mixia want e 11) e i e e e
		異常箇所は対策がすんでいる			異常箇所の放置が大きな被害につながります。早期に対 策を実施して下さい。
3	防災·防犯対策	以下の防災・防犯対策を行っている			盗難や故意による加害行為を防止するため、立入禁止区
		柵や看板等を設置し、立入禁止区域や			域への柵の設置、看板等による禁止行為の明示、定期的
		禁止行為を明示している			な巡視等を行って下さい。
		倒木を防止するため、支柱等を設置し			また、倒木等の危険性がある場合は早急に対策を取ると
		ている			ともに、被害が予想される範囲を周知し、避難の方法等
		防犯設備を設置している			を検討して下さい。
		(防犯灯・センサー・カメラ等)			
		定期的に巡視している			
		災害時のタイムラインを作成している			倒木等による影響範囲を把握し、避難が必要な範囲や避
					難導線を確認してください。
		応急措置用資材を準備している			被害の拡大や二次的な損傷を防ぐため、準備しておきま
		(シート・土嚢袋・ロープ等)			しょう。
4	緊急時連絡体制	災害時の連絡先を明示している			非常時に直ちに連絡できるよう、電話番号・メールアドレ
_	=m_+==	(消防·警察·文化財部局)			ス等を登録して下さい。
5	調査記録の保存	調査記録を作成している			樹木等は倒木や大きな落枝についても調査記録を作成し
					て下さい。

*1 マッピングぐんま(www2.wagmap.jp/pref-gunma/Portal)

1に「いいえ」があった場合 → 災害リスクが大きいことを前提とした災害対策が必要です。特に、万一の被災に備え、調査記録は必ず作成してください。

市町村

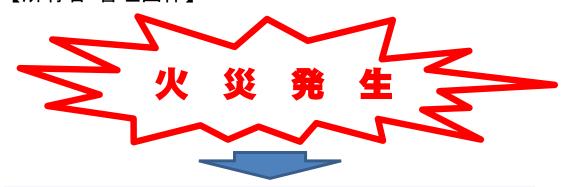
文化財防災チェックリスト

	大項目	項目	はい	いいえ	備考
1	地域の文化財リストの	以下の項目についてリストを作成している			悉皆的な調査を基に文化財リストを作成。リストに
	作成とリスクの把握	国·県指定·選定等文化財			は、所在地や所有者の連絡先等、災害時に必要となる 情報も網羅しておく。
		市町村指定・選定等文化財			調査は既存の調査成果を基に、必要に応じて新たな調査も実施する。全ての文化財類型が対象となるため、
		未指定文化財			多様な関係者の協力が必要となる。また、未指定文化財については、地域の実情や歴史に詳しい郷土史家や
		文化財調査に協力を得られる地域の専門家、民間 団体等がある			民間団体等からの情報収集も行う。
		各種の災害想定地域内に所在する文化財を把握し ている			ハザートマップで所在地の状況を確認するほか、所有者・管理団体用のチェックリストを集約し、地域内の
		被災リスクの高い文化財を把握している			リスクについて把握しておく。文化財リストとともに、県に報告する。
2	所有者等の災害対策の	以下の対策が必要な文化財がある			所有者・管理団体が行う災害対策に対し、専門的な指
	支援	耐震診断及び耐震対策			 導・助言を行う。
					 所有者・管理団体用チェックシートによって対策が必
		防火設備の整備			要な文化財を把握し、県とも情報を共有しておく。所
					有者・管理団体と協議しながら、危険度の高さ等を考
		防犯設備の整備			慮して計画的に事業を進める。
					事業の実施にあたっては、国・県・市町村等の補助制度
		破損・劣化箇所の修繕			を利用できるよう、所有者等に情報提供を行うととも
					に、国・県との調整や補助金の事務手続等の支援を行
		所有者等の防災事業を計画的に実施している			う。
3	災害対策	災害時に文化財の所有者・管理団体と連絡を取るこ			確実に連絡がとれるよう、複数の連絡方法を把握して
		とができる。			おくことが望ましい。
		県文化財保護課への連絡先を把握している(電話・FAX・メール)			夜間や休日の連絡先についても把握しておく。
		災害時に以下の関係者との連携がとれる			災害時の情報収集や緊急の保全措置等に協力できる関
		市町村の関係機関(防災、消防、博物館・資料館、			係者を確保しておく。災害時の役割分担を防災計画に
		図書館等)			明記し、関係者に周知しておくことで、円滑な連携が
		地域の住民や文化財に関わる専門家・民間団体			とれるよう努める。
		災害の種類·規模に応じたタイムラインを作成して いる			
		被災文化財の仮置きや保全作業用のスペース、応			仮置場や資材等は、被災の危険性がない場所に確保す
		急措置用資材等を確保している			る。
		以下を対象とした普及啓発を行っている			所有者・管理団体に対し定期的にチェックシートの活
		所有者·管理団体			用を促し、防災対策の必要性を周知する。また、講演 会や防災訓練、悉皆調査等を通じて、文化財防災の重
		地域住民、地域の文化財に関わる民間団体			要性について地域住民等に周知し、協力を求める。
4	調査記録の作成と保存	管内文化財の調査記録を保存している			管内文化財の調査記録を集約し、保存しておく。

文化財防災チェックリスト

	大項目	項目	はい	いいえ	備考
1	地域の文化財リストの	以下の項目についてリストを集約している			市町村が作成したリストを集約。所在地や所有者の
	集約とリスクの把握	国・県指定・選定等文化財			連絡先等、災害時に必要となる情報を市町村と共有しておく。
		市町村指定・選定等文化財			市町村の調査に対しては、既存の調査成果の提供や 新たな調査への指導・助言、調査に協力を得られる専
		未指定文化財			門家や民間団体の紹介、活用できる国庫補助事業の情報提供等の支援を行う。
		文化財の保存・活用に協力を得られる専門家、民間 団体等を把握している			
		各種の災害想定地域内に所在する文化財を把握し ている			市町村報告を受けたリストを集約し、県内の文化財 リスクを把握しておく。
		被災リスクの高い文化財を把握している			
2	所有者等の災害対策の 支援	以下の対策が必要な文化財がある			所有者・管理団体が行う災害対策に対し、専門的な指導・助言を行う。
		耐震診断及び耐震対策			対策が必要な文化財の情報を市町村と共有し、危険 度の高さ等を考慮して計画的に事業が進められるよ
		防火設備の整備			う支援する。 事業の実施にあたっては、国·県の補助制度を利用で
		防犯設備の整備			きるよう、市町村・所有者等に情報提供を行うととも に、国との調整や補助金の事務手続等の支援を行
		破損・劣化箇所の修繕			う。
		所有者等の防災事業を計画的に実施している			
3	災害対策	災害時の連絡方法について、市町村に周知している(電話・FAX・メール)			夜間や休日の連絡方法についても取り決めておく
		災害時に必要に応じて文化財の所有者・管理団体と 連絡を取ることができる。			市町村の対応が困難な場合に備え、連絡先の情報を市町村と共有しておく。
		災害時に以下の関係者との連携がとれる			災害時の情報収集や緊急の保全措置等に協力できる 関係者を確保しておく。災害時の役割分担を防災計
		県の関係機関(防災、消防、博物館、文書館、 図書館、埋文センター等)			画に明記し、関係者に周知しておくことで、円滑な 連携がとれるよう努める
		文化財に関わる民間団体 (ヘリテージマネージャー協議会、資料ネット等)			
		文化庁、文化財防災センター、近隣都県			
		災害の種類・規模に応じた防災計画を作成している			
		災害に備えた市町村の準備状況(スペース・資材等) を把握している。			災害時に県内市町村間での協力体制がとれるよう、 事前に準備状況を把握しておく。
		以下を対象とした普及啓発を行っている			行政説明会や研修、文化財防災に関するパンフレットの配布、県HPでの周知等により、災害対策の必要
		市町村			性を周知し、協力を求める。
		所有者·管理団体			
		地域住民、地域の文化財に関わる民間団体			
4	調査記録の作成と保存	県内文化財の調査記録を保存している			県内文化財の調査記録を集約し、保存しておく

火災【所有者·管理団体】



- ・周囲に火災発生を知らせる・・・非常ベル、大声で叫ぶ 等
- ・消防へ通報・・・119
- •自主防災組織等へ協力を要請
- 見学者・利用者等の避難誘導

初期消火

- ・消火器・バケツ・屋内消火 設備等使用
- ・3分以内に消火できなければ直ちに避難

文化財の延焼防止

- ・防火扉等による火災室の閉鎖
- ・消火栓・放水銃等 による延焼防止

文化財の搬出

※火元から離れているなど、安全な場合に限る



消防隊による消火活動



鎮火後、立入が許可された後に被害状況を確認 地元教育委員会へ報告し、必要に応じて支援を要請 ○○市教委文化財保護課連絡先(☎ ○○○-○○-○○○)



応急の保全措置や二次災害の防止措置を実施

- ・動産文化財等を安全な場所へ搬出
- ・危険箇所を明示して立入を禁止

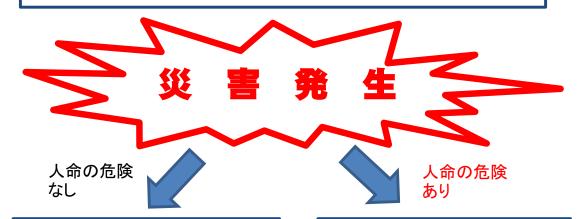


被害状況の記録を作成

風水害·雪害 【所有者·管理団体】

- 事前に気象情報をチェック
- ・被害が予想される場合、早めの対策や避難を実施

安全な場所への避難(人・文化財・記録類 等) 文化財の被害対策(上階への移動、窓際から離す、ビニールで覆う 等)



安全確保の措置 浸水箇所の遮水措置 見学者等の避難誘導 危険箇所からの退避

・人命を守る行動 見学者者等の避難誘導 安全な場所への避難 消防等へ救助を要請 避難後に地元教育委員会へ報告



- ・安全が確保されてから被害状況 を確認
- ・地元教育委員会へ報告し、必要 に応じて支援を要請

〇〇市教委文化財保護課

T 000-00-000



応急の保全措置と二次被害の防止措置を実施

動産文化財の搬出 危険箇所への立入禁止



被害状況を確認し地元教育委員会へ報告。

必要に応じて支援を要請 被災文化財の保全

(専門調査が済むまで処分しない) 被害状況の記録(写真による記録) 文化財レスキューへの協力

(敷地・建物内への立入許可 等)

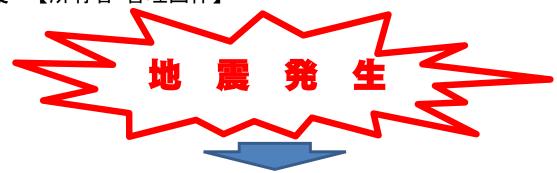


被害状況の記録作成



・被害状況の記録作成

地震 【所有者·管理団体】



人命の安全確保の行動

- ・安全ゾーン(※)への避難、見学者等の避難誘導
- ・揺れが収まってから → ドアや窓を開け避難路を確保 火の始末(初期消火の実施)

※落下・転倒物が少なく、閉じ込められない場所

人命の危険なし

- ・安全を確認してから被害状況を 把握
 - 余震に注意
- ・地元教育委員会へ報告し、必要 に応じて支援を要請
- ・応急の保全措置と二次被害の防 止措置を実施

シート等により水損・飛散を防止 危険箇所への立入禁止 動産文化財の搬出

- ・応急危険度判定士による応急的 危険度判定の実施
- ヘリテージマネージャーによる被 災調査

必要に応じて支保工等を設置

被害状況の記録作成



人命の危険 あり

・ 迅速な避難

危険箇所からの退避 見学者等の避難誘導 火災・負傷者の発生

火火・貝陽白の光生

→消防へ通報·救援要請 ガス·水道·電気の遮断(可能な場合)



・安全な場所に避難してから

可能なら外部から被害状況を確認 地元教育委員会へ報告·支援要請 (被害状況·避難の有無·連絡先等)

・応急の保全措置と二次被害の 防止措置を実施

> 被災文化財の保全 (専門調査が済むまで処分しない) 文化財レスキューへの協力

(敷地・建物内への立入許可)

- ・応急危険度判定士による応急 危険度判定の実施
- ・ヘリテージマネージャーによる 被災調査

被害状況の記録作成

火山災害 【所有者・管理団体】 (被害想定地域に所在する文化財に限る)

- •日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- ・噴火警戒レベル(※1)に応じた災害対応を把握
- ・地元市町村の防災計画を把握

火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※2)

村

危

険

度

低

警 報 レベル3 (入山規制) 居住地近くまで被 害及ぶ噴火予測も しくは発生

被害の可 能性低い

通常の生活

- ・状況に応じ要配慮者・見学者 の避難準備
- ·動産文化財の避難準備 (避難場所の確保、梱包等)
- ・建造物等の保護措置 (窓ガラスの飛散防止等)
- ・文化財の被害発生の場合→地元教育委員会へ報告

特別警

報

レベル4

(高齢者等避難) 居住地に重大被害 及ぼす噴火発生の 可能性高まる 被害の可能性あり

被害想定地域からの避 難準備

- 要配慮者・見学者の避難
- 動産文化財の避難
- ・文化財の被害発生した場合 →地元教育委員会へ報告

レベル5 (避難)

居住地に重大被害 及ぼす噴火が切迫 もしくは発生 被害の可 能性高い 被害想定地域外へ 避難

連絡·報告先

- 〇〇市教育委員会文化財保護課
- **2** 000-00-0000
- 群馬県文化財保護課
 - **2** 027-226-4681
- ※1 群馬県では浅間山·草津白根山·日光白 根山において運用されている
- ※2 レベル2以下では、被害は火口周辺のみ で、避難の必要なしとされている

<u>安全に立入が可能となっ</u> てから

- •被害状況を確認
- ・地元教育委員会へ報告
- ・被災文化財の保全 (専門調査が済むまで処分しない)
- ・被害状況の記録を作成
- ・文化財レスキューへの協力 (建物・敷地内への立入許可等)

度高

危

険

大規模火災(林野·市街地) 【市町村】



- ・消防から火災情報を収集し、被災地周辺の 文化財情報を提供
- ・文化財リストと照合し、被災の可能性ある 文化財を把握
- 文化財の被害を予測

必要に応じ県や各種団体等へ支援要請

・周辺の文化財所有者・管理団体等へ動産 文化財の避難を要請

安全に避難が可能な地域に限る

- ・文化財の救援・応急措置の準備
 - 一時避難場所、梱包材等



- ・鎮火後、延焼範囲を確認し被害状況を集約
- ・県へ報告し、必要に応じて県·各種団体等 に支援を要請

・救援活動の支援

一時避難場所·応急措置用資材の提供 応急措置の指導·助言 県·各種団体等への文化財の被害情報を提供 文化財レスキュー活動の周知



管内の被害状況の記録を集約

・県へ支援を要請

管内の文化財リストを提供



可能であれば

救援活動の支援

文化財レスキュー活動の周知 関係者へ文化財の被害情報を 提供



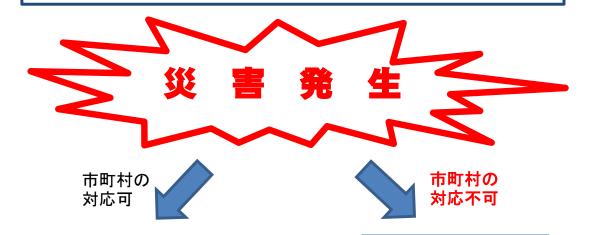
対応可能となってから

管内の被害状況の記録を 集約

風水害・雪害 【市町村】

事前に気象情報をチェック

被害が予想される場合、一斉メール等で所有者・管理団体等へ注意喚起



- 管内の被害状況を把握し県へ報告 文化財リストを基本に集約 被災地での情報収集 →リスト外文化財の被害把握 ・県へ支援を要請 管内の文化財リスト提供



・被害規模に応じて県·各種団体等 へ支援を要請



・救援活動の支援 文化財レスキュー活動 の周知 関係者へ文化財の被害 情報を提供



・応急措置に向けた物資や文化財 の一時避難場所を用意



• 救援活動の支援

文化財レスキュー活動の周知 関係者へ文化財被害の情報を提供 応急措置の指導

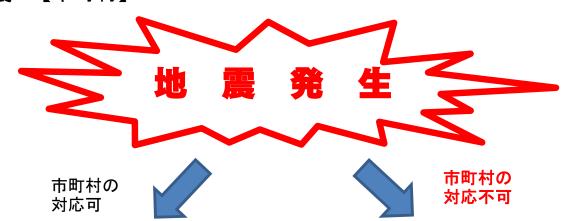
対応可能となってから

・被害状況の調査と記 録作成



・被害状況の調査と記録作成

地震 【市町村】



・管内の被害状況を把握し県へ 報告

> 文化財リストを基本に集約 被災地での情報収集 →リスト外文化財の被害を把握

・被害規模に応じて県・各種団体等 へ支援要請



・応急処置に向けた物資や文化財 の一時避難場所を用意



救援活動の支援 文化財レスキュー活動の周知 関係者へ文化財の被害情報を提供 応急措置の指導



•被害状況の調査と記録作成

県へ支援を要請 管内の文化財リスト提供



救援活動の支援 文化財レスキュー活動 の周知 関係者へ文化財の被害 情報を提供



対応可能となってから

・被害状況の調査と 記録作成

火山災害 【市町村】 (管内に被害想定地域が所在する市町村)

- ・日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- ・噴火警戒レベル(※1)に応じた災害対応を把握

火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※2)

危険度低

警 報 レベル3 (入山規制) 居住地近くまで被 害及ぶ噴火予測も しくは発生

被害の可 能性低い

所有者·管理団体等への 注意喚起

- ・被害想定地域内に所在する 文化財を確認し県に報告
- 状況に応じ要配慮者・見学者、 動産文化財の避難準備を要請
- ・文化財の避難に向けた準備 (場所・資材の確保等)
- ・所有者等の避難後の連絡先等を把握

特

別警報

レベル4

(高齢者等避難) 居住地に重大被害 及ぼす噴火発生の 可能性高まる 被害の可能性あり

被害想定地域からの避 難準備

- ・要配慮者・見学者、動産文化 財の避難を要請
- 文化財の避難場所の管理
- ・文化財の被害発生の場合 →集約して県へ報告

危険度高

レベル5 (避難)

居住地に重大被害 及ぼす噴火が切迫 もしくは発生 被害の可 能性高い

被害想定地域外へ避難 県へ連絡・支援要請

・被害想定地域内の文化財の情報提供(避難の有無、避難場所、 所有者の連絡先等)



※1 群馬県では浅間山·草津白根山·日光白

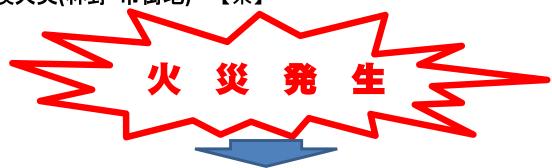
※2 レベル2以下では、被害は火口周辺のみ で、避難の必要なしとされている

根山において運用されている

<u>対応可能となってから</u>

- 管内の被害状況の集約
- 被災文化財の保全
- 管内の被害状況記録の集約
- ・文化財レスキューへの協力 (レスキュー活動の周知、被災 文化財の情報提供等)

大規模火災(林野·市街地) 【県】



- 危機管理課から火災情報を収集
- 被災の可能性ある市町村へ注意喚起と情報集約を要請

市町村の 対応可



提供

市町村の 対応不可

・県内の災害状況把握し、文化財リスト

と照合して文化財被害の発生を予測

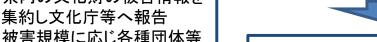
消防へ被災地周辺の文化財情報を

安全に避難が可能な地域に限る

- 市町村へ文化財の被害状 況を照会
- 救援活動の準備



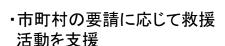
- ・県内の文化財の被害情報を
- 被害規模に応じ各種団体等 に支援を要請



・県内の文化財の被害の集約 文化財リストを基本に集約 各種団体へ情報収集を依頼

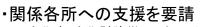
動産文化財の避難を要請

被災地へ出向いて情報を収集 →リスト外文化財の被害を把握



応急措置用資材·一時避難場所 等の提供

各種団体、専門家への協力依頼



文化庁・文化財防災センター、近隣都県、 各種団体等



被害状況の記録を集約

関係各所へ情報を提供

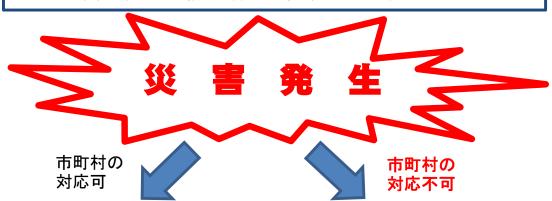
被災文化財に関する情報 救援活動が可能な地域の情報 活動場所までの道路状況 市町村への活動の周知

・救援活動の支援

応急措置用資材・一時避難場所等の提供

風水害・雪害 【県】

事前に気象情報をチェック 被害が予想される場合、一斉メール等で市町村へ注意喚起



- 市町村へ文化財の被害状況 を照会
- 救援活動の準備

- ・県内の災害状況把握し、文化財リスト と照合して文化財被害の発生を予測
- ・県内の文化財の被害情報を 集約し文化庁等へ報告
- 被害規模に応じ各種団体等 に支援を要請
- ・市町村の要請に応じて救援

活動を支援

- 応急措置用資材·一時避難場所 等の提供
- 各種団体、専門家へ協力を依頼
- •被害状況の記録を集約

県内の文化財の被害を集約

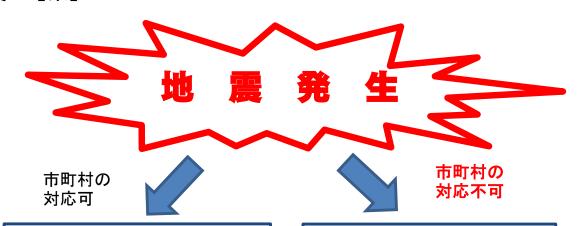
文化財リスト基本に集約 各種団体へ情報収集を依頼 被災地へ出向いて情報を収集 →リスト外文化財の被害を把握

・関係各所への支援を要請 文化庁・文化財防災センター 近隣都県 各種団体等

- ・関係各所へ情報を提供 被災文化財に関する情報 救援活動が可能な地域の情報 活動場所までの道路状況 市町村への活動の周知
- •救援活動の支援 応急措置用資材・一時避難場所等の提供

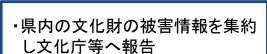
•被害状況の記録を集約

地震【県】

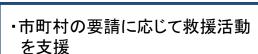


- 市町村へ文化財の被害状況を 照会
- 救援活動の準備

・県内の災害状況把握し、文化 財リストと照合して文化財被害 の発生を予測



被害規模に応じ各種団体等に 支援を要請 ・県内の文化財の被害を集約 文化財リスト基本に集約 各種団体へ情報収集を依頼 被災地へ出向いて情報を収集 →リスト外文化財の被害把握



応急措置用資材·一時避難場所等の 提供

各種団体、専門家へ協力を依頼

・関係各所へ支援を要請 文化庁·文化財防災センター 近隣都県 各種団体等



•関係各所へ情報を提供 被災文化財に関する情報 救援活動が可能な地域の情報 活動場所までの道路状況 市町村への活動の周知

救援活動の支援 応急措置用資材・一時避難場所等 の提供

被害状況の記録を集約

【県】 火山災害

- 日頃から気象庁の噴火警報・予報をチェック
- 災害対応が必要な市町村を把握

火山警報と噴火警戒レベル3以上の発出(※)

危 険 度 低

報

レベル3(入山規制) 居住地近くまで被 害及ぶ噴火予測も しくは発生

被害の可 能性低い

市町村への注意喚起と情 報提供の依頼

- ・被害想定地域内に所在する文化 財のリスト
- 文化財の避難場所の情報

特 別 警 報

危

険

度

レベル4

(高齢者等避難) 居住地に重大被害 及ぼす噴火発生の 可能性高まる

被害の可 能性あり

市町村へ被害想定地域か らの避難準備を要請 市町村等への支援の準備 文化財の被害の集約

・必要に応じて文化庁等へ報告

レベル5 (避難)

居住地に重大被害 及ぼす噴火が切迫 もしくは発生

被害の可 能性高い

被害想定・被害状況把握し 文化財の被害を想定

・文化財リストに基づき、文化財や 所有者等の現状確認

文化財の被害を確認した 場合、文化庁、各種団体等 へ連絡し、必要に応じて支 援を要請



立入可能後

関係各所への救援要請と 情報提供

- 被災文化財の情報
- ・地域の被災状況・道路状況

救援活動の支援

- ・場所や資材の提供
- ・文化財レスキューへの協力

被害状況の記録集約

※1 群馬県では浅間山・草津白根山・日光白根山に

いて噴火警戒レベルが運用されている。なお、レ ベル2以下では、被害は火口周辺のみで、避難 の必要なしとされている

文化財被害報告

	:)○教育委員会 比財保護課							
発信	者	職	• 氏:	名 ()_
日時	Ŧ	_		月	日	午前・午行	<u></u>	分
1	文化財名称							
2	所有者· 管理団体名							
3	連絡先							
4	避難の有無			避難した ※避難した		□ 避難し っぱ上記連絡先にù	っていない ^{醛難場所を記入}	
5	被害の確認可否			確認でき	きない	□確認っ	できる → 6、7、	8 ^
6	人的被害の有無			なし		□ あり	→ 8に内容記入	
7	被害の規模			威失	□ 大規模	□半壊	□ 一部破損	□ 軽微
8	被害の内容							

※地元市町村に連絡がつかない場合、県地域創生部文化財保護課あてに連絡して下さい。

連絡先 FAX 027-243-7785

メール kibunkaho@pref.gunma.lg.jp

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠法令等
国	重要文化財	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第33条
			(特定非常災害※の特例あり)	
		所在場所の	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届	文化財保護法第34条
		変更	出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	規則①第8条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可	文化財保護法第43条
			免除。本格的な修理の場合、文化庁長官の現状変更許	
			可、もしくは着手の30日前までの修理の届出が必要。	
	重要有形民	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第80条
	俗文化財		(特定非常災害※の特例あり)	(同法第33条を準用)
		所在場所の	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届	文化財保護法第80条(同法第
		変更	出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	34条を準用) 規則①第9条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的	文化財保護法第81条
			な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を経由し	規則②第4条
			て文化庁長官に現状変更の届出	
	史跡名勝天	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第118·120条
	然記念物		(特定非常災害※の特例あり)	(同法第33条を準用)
		復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可	文化財保護法第125·127条
			免除。本格的な復旧の場合、文化庁長官の現状変更許	
			可、もしくは着手の30日前までの復旧の届出が必要。	
	重要文化的	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第136条
	景観		(特定非常災害※の特例あり)	
		修理·復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的	文化財保護法第139条
			な修理・復旧の場合、着手の30日前までに市町村と県を経	
			由して文化庁長官に現状変更の届出	
	登録有形文	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第61条
	化財		(特定非常災害※の特例あり)	
		所在場所の	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届	文化財保護法第62条
		変更	出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	規則③第12条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的	文化財保護法第64条
			な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を経由し	
			て文化庁長官に現状変更の届出。	
	登録有形民	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第90条
	俗文化財		(特定非常災害※の特例あり)	(同法第61条を準用)
		所在場所の	変更後20日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届	文化財保護法第90条(同法第
		変更	出(通常は20日前まで。特定非常災害※の特例あり)	62条を準用) 規則④第12条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的	文化財保護法第90条
			な修理の場合、着手の20日前までに市町村と県を経由し	(同法第64条を準用)
			て文化庁長官に現状変更の届出。	
	登録記念物	滅失、毀損	10日以内に市町村と県を経由して文化庁長官に届出	文化財保護法第133条
			(特定非常災害※の特例あり) 	(同法33・118・120条を準用)
		復旧	非常災害に伴う必要な応急措置については免除。本格的	文化財保護法第133条
			な修理の場合、着手の30日前までに市町村と県を経由し	(同法第64条を準用)
			て文化庁長官に現状変更の届出。	

災害時における変更後の所在場所変更の根拠規則(文部科学省令)

- ①国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則
- ②重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則
- ③登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則
- ④登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

※特定非常災害の特例

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、期限内に履行されなかった法的な義務について、指定日までの履行をもって免責されることが定められている。対象となる非常災害及び指定日はその都度政令で指定。各省庁は対象となる措置について通知により周知している。近年の災害では、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨が特定非常災害に指定されている。

文化財が被災した際に必要な手続き一覧(県指定等文化財)

	文化財類型	事項	手続きの概要	根拠条例等
県	重要文化財	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第11条
		所在場所の	災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に	県文化財保護条例第12条
		変更	届出(通常は事前に届出)	同施行規則第10条
		修理	非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可	県文化財保護条例第17・18条
			免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手	同施行規則第11条
			の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	
	重要有形民	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第33条
	俗文化財			(同第11条を準用)
		所在場所の 災害等緊急の場合は変更後に市町村を経由して県知事に		県文化財保護条例第33条
		変更 届出(通常は事前に届出)		(同第12条を準用)
		修理	本格的な修理の場合、着手の15日前までに市町村を経由	県文化財保護条例第32・33条
			して県知事に現状変更の届出もしくは事前の修理届出が	(同第18条を準用)
			必要	同施行規則第18条
	史跡名勝天	滅失、毀損	市町村を経由して速やかに県知事に届出	県文化財保護条例第42条(同第
	然記念物 修理 非常災害に伴う必要な応急措置については現状変更許可			11条を準用)
			県文化財保護条例第42条(同第	
			免除。本格的な修理の場合、県知事の現状変更許可(着手	17・18条を準用)
			の30日前までに申請)もしくは事前の届出が必要	同施行規則第24条(同施行規則
				第11条を準用)

災害関係に関する参考資料リンク集

○災害リスクの把握

- •群馬県地震被害想定調査
- ・群馬県水害リスク想定マップ
- ・大規模噴火のハザードマップ(浅間山)

○文化財所在場所情報の検索

- ・マッピングぐんま
- •(群馬県立文書館)目録検索
- ・(国文研)史料所在情報データベース
- •(国文研)史料情報共有化データベース

〇各種資料(ガイドライン・マニュアル・手引き等)

◇文化庁

- ・国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン
- ・国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン
- ・文化財防災ウィール
- 文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針

◇文化財防災センター(データ集)

- ・水損紙資料【乾いた状態で行うクリーニング】(動画)
- ・水損紙資料【水を用いた洗浄の方法】(動画)
- 水損紙資料【乾燥の方法】(動画)
- 汚損紙資料のクリーニング処置例(動画)
- ・被災民俗資料のクリーニング処置例(動画)
- -被災自然史標本の処置例と減災対策(動画)

◇群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

- ・地域史料保存活用の手引き①-所在確認・調査・自宅保存編-(PDF)
- ・地域史料保存活用の手引き②-収集・施設保存・防災編-(PDF)
- ・地域史料保存活用の手引き③-目録作成・装備・公開編-(PDF)
- 史料保存の手引き(PDF)

市町村 文化財担当部局 連絡先一覧

		中国外 义化		一見
No.	市町村名	文化財保護担当課名称	メールアドレス	電話
1	前橋市	文化財保護課	bunkazai@city.maebashi.lg.jp	027-280-6511
2	高崎市	文化財保護課	ky-bunkazai@city.takasaki.lg,jp	027-321-1292
3	桐生市	文化財保護課	bunkazai@city.kiryu.lg.jp	0277-46-1111
4	伊勢崎市	文化財保護課	bunkazai@city.isesaki.lg.jp	0270-75-6672
5	太田市	文化財課	040900@mx.city.ota.gunma.jp	0276-20-7090
6	沼田市	文化財保護課	bunkazai@city.numata.lg.jp	0278-23-2111
7	館林市	文化振興課	bunka@city.tatebayashi.gunma.jp	0276-74-4111
8	渋川市	文化財保護課	bunkazai@city.shibukawa.gunma.jp	0279-52-2102
9	藤岡市	文化財保護課	k-bunkazai@city.fujioka.lg.jp	0274-23-5997
10	富岡市	文化財保護課	bunkazai@city.tomioka.lg.jp	0274-62-1511
11	安中市	文化財保護課	furusato@city.annaka.lg.jp	027-382-7622
12	みどり市	文化財課	bunkazai@city.midori.lg.jp	0277-76-1933
13	榛東村	教育委員会事務局	mimikazarikan@vill.shinto.gunma.jp	0279-54-1133
14	吉岡町	生涯学習室	bunkazai@town.yoshioka.gunma.jp	0279-54-9443
15	上野村	上野村教育委員会事務局	kyoiku@vill.gunma-ueno.lg.jp	0274-59-2657
16	神流町	教育委員会事務局	kyouiku@town.kanna.gunma.jp	0274-58-2111
17	下仁田町	教育委員会 文化財保護係	info@town.shimonita.lg.jp	0274-82-5345
18	南牧村	教育委員会事務局	soumu@vill.nanoku.gunma.jp	0274-87-2011
19	甘楽町	社会教育課	bunkazai-k@town.kanra.lg.jp	0274-64-8324
20	中之条町	生涯学習課	bunkazai@town.nakanojo.gunma.jp	0279-76-3111
21	長野原町	教育課文化財保護対策室	bunkazai@town.naganohara.gunma.jp	0279-82-5150
22	嬬恋村	教育委員会事務局	siryoukan@vill.tsumagoi.lg.jp	0279-97-3405
23	草津町	草津町教育委員会事務局	kiinkai-shakyo@town.kusatsu.gunma.jp	0279-88-0005
24	高山村	教育課	t-kyouiku@vill.takayama.gunma.jp	0279-63-3046
25	東吾妻町	社会教育課	ky-bunkazai@town.higashiagatsuma.gunma.jp	0279-68-2261
26	片品村	教育委員会事務局	kyouiku@vill.katashina.lg.jp	0278-58-2144
27	川場村	教育委員会事務局 生涯学習係	kobayashi-n@vill.kawaba.lg.jp	0278-52-3458
28	昭和村	教育委員会事務局	kyoiku@vill.gunma-showa.lg.jp	0278-24-5120
29	みなかみ町	生涯学習課	office-kyo-syo@town.minakami.lg.jp	0278-25-5025
30	玉村町	生涯学習課 文化財係	rekisi@town.tamamura.lg.jp	0270-30-6180
31	板倉町	教育委員会事務局	k-gakusyuu@town.gunma-itakura.lg.jp	0276-82-2435
32	明和町	生涯学習課	shougai@town.gunma-meiwa.lg.jp	0276-84-4491
33	千代田町	教育委員会生涯学習係	s-gaku@town.gunma-chiyoda.lg.jp	0276-86-6311
34	大泉町	生涯学習課	syogai-gakusyu@town.oizumi.gunma.jp	0276-63-3111
35	邑楽町	生涯学習課文化財係	further-ed@town.ora.lg.jp	0276-47-5043
			<u> </u>	